慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	地代の正常な形態について
Sub Title	On the normal forms of rent
Author	寺出, 道雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.2 (1979. 4) ,p.238(128)- 248(138)
JaLC DOI	10.14991/001.19790401-0128
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790401-0128

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地代の正常な形態について

寺出　道雄

(一)　問題
(二)　絶対地代と地代の正常な形態
(1)ブルジョワ的土地国有論と絶対地代
(2)未耕地の土地所有の論証
(三)　独占地代と地代の正常な形態

(一)　問　題

『資本論』第三部，第45章で展開されたマルクスの絶対地代論は，およそ次のような内容のものである。

「商品の価値にたいするその商品の生産価格の割合は，ただ，その商品を生産する資本の不変部分にたいする可変部分の割合だけによって，すなわちその商品を生産する資本の有機的構成だけによって，規定されている。もしある生産部面の資本の構成が社会的平均資本の構成よりも低いならば……その生産物の価値はその生産価格よりも高くなければならない。」(1)

その場合，「資本がある外的な力にぶつかり，この力を資本が部分的にしか克服できないかまたは全然克服できないで，この力が特殊な生産部面での資本の投下を制限して，ただ，……剰余価値の平均利潤への一般的な平均化を全部的または部分的に排除するような条件のもとでしか，この投下を許さないならば，明らかに，このような生産部面では商品の生産価格を越える商品価値の超過分によって超過利潤が生まれ，この超過利潤は地代に転化させられて地代として利潤にたいして独立化されることができるであろう。ところが，資本が土地に投下される場合には，このような外的な力および制限として，土地所有が資本に，または土地所有者が資本家に，相対するのである。」(2)

「土地の単なる法律上の所有は，所有者のために地代を生みだしはしない。しかし，それは，……その土地の経済的利用が所有者のためにある超過分をあげることを経済的諸関係が許すまでは，自分の土地を利用させないという力を，所有者に与える。」(3)「そこで，需要が新しい土地の開墾，つまりこれまで耕作されていた土地よりも豊度の低い土地の開墾を要求する場合を仮定すれば，土地所有者は，土地生産物の市場価格が十分に高くなってこの土地での投資が借地農業者のために生産価格を償うようになり，したがってまた通常の利潤をあげるようになったからとて，これらの地所を無料で貸すであろうか？　けっしてそうはしないであろう。投資は土地所有者のために地代を生まなければならない。彼は，彼への借地料の支払ができるようになったとき，はじめて賃貸しするのである。だから，市場価格は，生産価格を越えて$p+r$まで上がり，土地所有者への地代の支払ができるようになっていなければならない。」(4)

この場合は，「土地所有はこの価格上昇の創造的原因である。土地所有そのものが地代を生んだのである。」(5) そして，その「地代が価値と生産価格との差額の全体に等しいか，それともただこの差額の大なり小なりの一部分だけに等しいかということは，まったくただ，需要にたいする供給の状態と新たに耕作される

注(1)　K. Marx, Das Kapital, III, Marx=Engels Werke, Bd 25, Dietz Verlag, 1964, S. 767, 邦訳，マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』第五分冊，大月書店，1968年，p. 974。
(2)　同上，S. 770, p. 978。
(3)　同上，S. 765, p. 972。
(4)　同上，S. 765～766, p. 972～973。
(5)　同上，S. 763, p. 970。

地域の広さとにかかっているであろう。[6]」

「資本主義的生産の行なわれているある一定の国，たとえばイギリスで，農業資本の構成が社会的平均資本の構成よりも低いかどうかは，ただ統計的にのみ決定できる問題であって，これに詳しく立ち入ることはわれわれの目的にとっては余計なことである。とにかく，理論的に確実なことは，ただこの前提のもとでのみ農業生産物の価値はその生産価格よりも高くありうるということである。[7]」「この仮定が成立しなくなるところでは，これに対応する地代形態もなくなる。[8]」

以上のように，マルクスによると，農業部門における資本の有機的構成が社会的平均構成よりも低いことに基礎をおいて，農産物の価値がその生産価格よりも高いこと，土地所有の力がその価値と生産価格の差の一部あるいは全部を地代に転化させることに絶対地代の根拠がもとめられるのであった。

しかし，このようなマルクスの絶対地代論には，大内力，日高普両氏の指摘するように，問題があるといわなければならないだろう。

すなわち，商品の価値にたいするその生産価格の割合は，いうまでもなく，単に資本の有機的構成によってのみ決定されるものではない。それは，剰余価値率を一定としても，資本の回転期間——可変資本の回転期間——によっても左右されるのである。そして，回転の問題を考慮した場合において，農業における資本の有機的構成が平均以下であると思われるのと同様に，資本の回転期間は平均以上であると思われるのであり，その両者を総合したものとして，農産物の価値が，生産価格を上回るものであるということは，理論的にも歴史的にも不可避のものとして主張することはできないであろう。[9] 地代の存在が穀物地にも，本来の農業にも限定されないとはいえ，地代論の展開は穀物地地代を対象として行なわれるものであり，何よりも穀物地地代における絶対地代の不可避性が論証されなければならないのであるが，マルクス的な絶対地代論によっては，そのような論証は不可能なものとなるのである。

農産物の価値が生産価格よりも高いかどうかは，理論的にも歴史的にも確定しえないものである以上，そのような条件を絶対地代の成立にとって必要な条件とすることはできない。絶対地代の本質は，土地所有の力によって，農産物の市場価格が生産価格以上に引き上げられるという点に存在するのであって，この，土地所有の市場価格を引き上げる力の上限を画するものは，価値にではなく，既耕地の追加投資の生産性の水準にこそ，存在するのである。[10]

もちろん，マルクスも農産物の価値が生産価格を上回るという仮定のもとで，土地所有の力による市場価格の引き上げが価値を上回るという可能性をみとめている。しかし，マルクスによると，そこで存在する地代は独占地代であり，絶対地代ではなかった。すなわち，「地代が独占価格を生み出すのは，土地所有が未耕地での無地代の投資に制限を加える結果として穀物がその生産価格よりも高く売られるだけではなくその価値よりも高く売られるような場合のことであろう。[11]」

しかしながら，地代論の展開は，生産価格論の展開を媒介としておこなわれるものである。そこでは価値法則は，市場価格の変動の中心が生産価格によって与えられるという形で貫徹しているのであって，価値そのものには直接的には市場価格を規定する力は何ら存在しないのである。そして，そうであるなら，土地所有の力による市場価格の生産価格以上への引き上げは，土地所有という外的な力，資本にとって外的な力による資本の運動に対する制約を意味するのであり，価値が地代形態を絶対地代から独占地代へと転化させるくぎりとなる根拠は，何ら存在しないといわなければならないだろう。土地所有の力によって，農産物の市場価格が生産価格を上回るということ自体が，それ自身としての価値法則——資本の自由な運動——に対するゆがみにほかならないのである。[12]

ところで，以上のように，絶対地代をもたらす市場

注(6) 同上，S. 770, p. 978。
(7) 同上，S. 768, p. 976。
(8) 同上，S. 769, p. 976。
(9) 大内力『地代と土地所有』東京大学出版会，1958年，p. 185～192。日高普『地代論研究—再版—』時潮社，1974年，p. 331～335 参照。
(10) 大内『地代と土地所有』p. 195～197。日高『地代論研究』p. 382～398 参照。とりわけ，絶対地代の上限を画するものとしてのより劣等な耕地の問題については後者を参照。
(11) K. Marx, Das Kapital, III, S. 784, p. 994。
(12) 大内『地代と土地所有』p. 192～197。日高『地代論研究』p. 345～351 参照。

価格水準が価値を超過するものでありえ，また，その土地所有の力による市場価格の引き上げが，それ自身としての価値法則に対するゆがみであるとするなら，絶対地代はいかにして地代の正常な形態たりうるのであろうか。マルクスは地代の正常な形態について次のように述べている。

「この絶対的な，生産価格を越える価値の超過分から生ずる地代は，ただ，農業剰余価値の一部分でしかなく，この剰余価値の地代への転化，土地所有者によるそれの横取りでしかないのであって，ちょうど，差額地代が一般的規制的生産価格のもとで，超過利潤の地代への転化，土地所有によるそれの横取りから生ずるのと同じことである。地代のこの両形態は唯一の正常な形態である。この両形態のほかには，地代はただ本来の独占価格にもとづいていることがありうるだけで，この独占価格は，商品の生産価格によって規定されるのでも価値によって規定されるのでもなく，買い手の欲望と支払能力とによって規定されているのであって，その考察は，市場価格の現実の運動を研究する競争論に属するものである。[13]」

ここでマルクスは，差額地代と絶対地代は農業部門で生産された剰余価値をその源泉とするゆえに地代の正常な形態であり，独占地代は農業部門以外で生産された剰余価値を源泉とするゆえに，地代の正常な形態たりえないとしているのである。しかし，そもそも差額地代が「消費者として見た社会が土地生産物のために過多に支払う[14]」ことを根拠とする以上，その源泉を農業部門で生産された剰余価値にのみ求めることはできないといわなければならないだろう[15]。絶対地代の上限が価値によって画されるものであることが仮に論証されうるものであったとしても，その源泉を農業部門で生産された剰余価値にのみ求めることはできないのである。そして，それを別としても，絶対地代の上限を画するものが価値ではない以上，絶対地代の源泉を農業部門で生産された剰余価値に限定することはできないし，逆に独占地代をもたらす独占価格は必ずしも価値以上の市場価格を前提とはしないのであり，独占地代の源泉を農業部門以外で生産された剰余価値に限定することもできないのである。地代の源泉という場合，それは一般に社会全体の剰余価値の一部とする以外にないのであり，地代の源泉の所在によって地代の正常な形態と正常でない形態を区別することはできない。

絶対地代の上限としての価値というくぎりが否定される以上，絶対地代はなにゆえに地代の正常な形態——地代論において必然性をもって展開される地代形態——たりうるのか，また，その場合，独占地代はなにゆえに地代の正常な形態たりえないかが，あらためて明らかにされなければならないだろう。

(二) 絶対地代と地代の正常な形態

(1)ブルジョワ的土地国有論と絶対地代

絶対地代が何ゆえに地代の正常な形態たりうるのか，という問題を解決するためには，絶対地代を資本制社会において不可避のものとする事情は何であるのか，という問題が解決される必要があるといえるだろう。なぜならば，その二つの問題は，相互に密接な関連をもった存在に他ならないのであり，後者を解決することが，前者に対する回答を与えるための必要な条件となると思われるからである。

大内氏のこの問題に対する解答は「資本の運動法則自体が土地の私的所有を必然的につくりださずにはおかない[16]」のであり，「差額地代においては，資本の運動の結果として措定された土地所有が，絶対地代においては資本の運動の前提として措定されるという，いわば地代論の論理構造のなかにおける土地所有の位置の転換……の必然性がとかれるならば，絶対地代の必然性を論証しうる[17]」というものであった。このような

注(13) K. Marx, Das Kapital, III, S. 972, p. 980～981。

(14) 同上, S. 674, p. 853。

(15) 自然的に制限された生産条件の差異の拡大を意味する，より劣等な耕地の耕作圏内への導入という事情は，単に短期的な需要の増大への対応を意味するのではなく，リカードの地代論にも明確なように，資本蓄積の進展，人口の増大という次元においての需要の増大への対応を意味するものであった。そのような次元においては，資本によって自由になしうる生産条件の差異は，そのような差異そのものを生みだす事情でもあるところの，特別剰余価値をめざす競争——新生産条件の普及，旧生産条件の排除——によって均等化していくものであった。自然的に制限された生産条件の差異を基礎とする超過利潤——差額地代——を，資本によって自由になしうる生産条件の差異を基礎とする超過利潤——特別剰余価値——と同一の次元のものとすることはできないのである。

(16) 大内『地代と土地所有』p. 221。

(17) 同上, p. 167。

主張は，大内氏の場合，かくして措定される土地所有は，たとえブルジョワ的土地国有に形態変化されても，絶対地代を「資本家社会では不可避」[18]のものとするという見解と結びついているのであり，そのような見解自身は，ブルジョワ的土地国有論の通説的理解に対する以下のような疑問を前提とするものであった。大内氏は次の二つの疑問をあげる。

「第一には，土地国有が実現したばあい，絶対地代がなくなるためには，国は限界地をつねに無償で貸さなければならないであろう。その場合優良地については……地代をとらなければならないのだから，国は優良地か限界地かをあらかじめ判別して貸出さなければならないことになる。それだけでも資本主義社会ではとうていなしえないこと」[19]である。さらに「限界地にも条件いかんによっては差額地代が生ずることは，マルクス自身もみとめているとおりである。そして，差額地代は土地国有の条件のもとでもどうしても徴収されなければならない……。だが，同じく限界地が貸し出されるばあい，あるばあいには地代をとり，あるばあいには地代をとらないといった区別がどうして国に可能であろうか。そのばあい，もしすべての条件が固定して動かないものならば，まだしも可能性はある。すなわち，国はまず土地を貸し出すときは無償で貸し，もし超過利潤が生じたら，あとからそれを地代として徴収するということによってである。だが，じつは限界地の地代は優良地における追加投資によって，絶対地代から差額地代へ，差額地代から絶対地代へというふうに，たえず変りうるものである。……こうした変化はたえずおこなわれるのだから，国が差額地代と絶対地代をみわけることなどとうていできないのである。……また国が限界地からも地代をとれば，それはばあいによっては，絶対地代を国が徴収していることになるのである。」[20]

「第二の疑問はより基本的な問題である。それは，土地国有によって絶対地代がなくなるためには，国がさしあたり……すべての土地を……無償で貸し出さなければならないこと上述のごとくであるとするならば，資本主義の基本的な存立条件たる直接生産者の土地からの分離という事実がいかにしてたもたれるかという点である。……ところですべての土地がもし無償で貸し出されるということになれば，それはさしあたり土地所有のないことであり，だれでも，いやしくも未墾地がのこっているかぎりは，自由にそれを耕作しうるということであろう。そうなれば，可耕地がすべて占有されつくしてしまうまでは，資本主義は成立しえない，あるいはすくなくとも資本の蓄積は重大な障碍にぶつからざるをえないということになるであろう。……むしろ資本主義は，たとえ土地国有を実現しても，すべての土地は，無償では利用しえないということ，いいかえれば限界地にもかならず地代を徴収するということをかならず実現しなければならないであろう。」[21]

ここでは優等地と劣等地との，また最劣等地における差額地代と絶対地代との判別不可能性，さらに直接生産者と土地との分離の必要性から，ブルジョワ的土地国有のもとでの絶対地代の不可避性が主張されているのである。「土地国有になれば絶対地代は消滅するとはけっしていえない。むしろそういう土地所有の形態如何にかかわらず，絶対地代もまた資本家社会では不可避のものなのである。そして，土地国有になっても，それがいぜんとしてなくなりえないものとすれば，そもそも土地国有ということ自体が，経済学的にいえば，たんに名目であり，土地私有と本質的には差異がないということになるであろう。」[22]

大内氏の主張するように，土地国有であると，私的所有であるとを問わず，土地所有の形態如何にかかわらず，資本制社会では絶対地代は不可避のものなのであろうか。

しかし，以上のような大内氏の主張に対しては，次のような日高氏の批判があてはまるものであろう。

すなわち，大内氏の第一の疑問に対しては，「資本主義的方法とは土地を借りようとする資本の競争が地代を払うか否か，払うとすればどのくらい払うかを自動的にきめるものでなくてはならないであろう。こういう方法は国がただ土地をヨリ高く貸そうとするだけでたやすくおこないうるのであるから，等級を『あらかじめ判別』することなど必要ないのである。」[23]そこで

注(18) 同上，p. 217。
(19) 同上，p. 213。
(20) 同上，p. 213～215。
(21) 同上，p. 215～216。
(22) 同上，p. 217～218。
(23) 日高『地代論研究』p. 435。

は，国との借地契約に際しての，諸資本の土地を耕作しようとする競争自身が，優等地と劣等地とを結果的に判別することになるのである。さらに，「最劣等地の地代が差額地代から絶対地代に移行することは，最劣等地そのものの移動を前提とする。ある等級の最劣等地の地代が絶対地代から差額地代になり，更にもう一段下の等級の土地が最劣等地となってその地代がまた絶対地代から差額地代になるというように動くのである。……そうだとしたら『条件が固定していて動かないもの』としないでも，新しく耕作される土地については『土地を貸し出すときは無償で貸し，もし超過利潤が生じたら，あとからそれを地代として徴収するということによって』土地国有の運営が可能になるであろう。」[24]

そして，大内氏の第二の疑問に対しては，「労働力が価値どおりに売られるならば，たとい土地がタダで耕作できたとしても農民となるわけにはいくまい。なぜなら新しく農民になるためには土地のほか農業に必要な生産手段と少なくとも最初の収穫期までの生活資料が必要となる。価値どおりに労働力を売る労働者がどうしてそれらのもの，或いはそれを手にいれるに足りる資金を得ることができるであろうか。」[25]「かりに土地がタダだとしてもそれを産業的に利用できるのは資本家だけだと考えなければならないであろう。」[26]

以上のように，理論的に想定されたブルジョワ的土地国有のもとでは，絶対地代は不可避であるとはいえないのである。そこでは，差額地代はその取得者が土地所有者階級から国家に移行するものの存続するのに対し，絶対地代は消失するのであった。しかも，ここでは，ブルジョワ的土地国有のもとで絶対地代が消失するということは，社会階級としての土地所有者階級が消失するということの地代論の次元における理論的表現として重要なのであって，資本家階級にとっての土地国有の主要な利益は，絶対地代の消失そのもののみにあるのではない点が注目されなければならないだろう。ブルジョワ的土地国有のもとでも差額地代は存続するのであり，それによって消失する絶対地代が，本来既耕地の追加投資の生産性の水準によって上限を画されることにより，単位面積当りでは少額のものである以上，地代総額中のより大きな部分は存続していくことになるのである。絶対地代の消失による単位生産物当り農産物価格の低下は少額のものなのである。しかし，そこでは，土地所有の人格化としての土地所有者は，社会階級としての土地所有者階級から，国家としての資本家階級へ移行するのである。このことは，土地が私的に所有される場合，社会の総剰余価値からの控除としての地代は，土地所有者の私的な所得となるのに対し，ブルジョワ的土地国有のもとではそれは租税として国家の収入となるのであり，結果として資本家階級にとって，地代総額から従来も地代から支払われた租税を除いた，土地所有者が私的に享受していた部分だけ，国家が安上がりになるということであった。資本家階級にとって土地国有の利益は，単に絶対地代の消失にあるのではなく，地代が国有されるということに存在したのである。仮にブルジョワ的土地国有のもとで絶対地代が存続するとしたところで，土地国有は「たんに名目であり，土地私有と本質的には差異がない」ということはできないのである。ブルジョワ的土地国有とは，社会階級としての土地所有者階級の消失，地代の国有ということであったのであり，そのようなものとして絶対地代も消失するのである。

もちろん，資本制社会において，ブルジョワ的土地国有を実現することは不可能である。私的所有の保護者としての国家が，私的土地所有を廃止する根拠は何もないのである。そして，そもそもブルジョワ的土地国有論が，国家の存在を前提しなければならないものである以上，それは地代論の次元の外の問題であり，地代論の展開においてふれる必要のないものであろう。しかし，仮に絶対地代がそれ自身としての価値法則の貫徹そのものから生みだされるものであるとするなら，それは価値法則の貫徹した社会としての資本制社会が存続する限り不可避のものであるはずである。絶対地代が差額地代とは異なり，それ自身としての価値法則の貫徹に対するゆがみに根拠を有するということが，たとえ地代論の次元の外においてではあるとはいえ，資本制生産そのものを前提としながら，絶対地代の消失を理論的に想定しえるものとするのである。

したがって，資本制社会における絶対地代の不可避性の論証は，私的土地所有としての土地所有の根拠が明らかにされることによってのみ示されるものであるということができるだろう。

注(24)　同上，p. 435。
(25)　同上，p. 441。
(26)　同上，p. 444。

(2)未耕地の土地所有の論証

その場合，ブルジョワ的土地国有論の理解において大内氏を批判する日高氏自身も，資本制社会における土地所有の論証は，基本的に，次のような大内氏の主張によるものであった。

「資本はほんらい競争をつうじて利潤率を平均化させずにはおかないものである。したがって農業のように，恒常的に超過利潤が生ぜざるをえない条件のもとでは，それが個々の資本家のポケットに流入しないで，第三者に引渡されるという機構が必然的にできざるをえないということ……が強調されなければならないのである。[27]」「『資本論』のように原理的に問題を展開するばあいには，土地所有についても，それをたんに歴史的に与えられたものとして前提するわけにはゆかない。むしろ論理的には土地所有のないところから出発し，地代が展開されるなかで，それの成立の必然性が論証されなければならないということこれである。そしてそれが果されないと，じつは歴史的にみたばあいにも，近代的土地所有の根拠は説明しえないことになり，せいぜい歴史的事実の叙述におわってしまうのである。[28]」

もちろん，ここで，資本の運動法則そのものが土地所有を論証するというとき，それは土地所有の歴史的起源が資本の運動法則そのものによって与えられるということではない。資本制生産の歴史的前提をなす本源的蓄積過程，直接生産者と生産手段とを分離する過程において，賃労働を創出する基礎となったものは農民からの土地収奪だったのであり，それは，その対極に，土地所有の「封建的所有や氏族的所有[29]」からの形態変化を内包するものだったのである。資本は，商人資本や高利貸資本としては土地所有の変革なしに，自己を展開していくことができるのであるが，産業資本としてはそれはできない。直接生産者と生産手段の分離は土地所有の変革によってのみ達成することができるのであり，資本はそのことによって，自ら賃労働を対極に見出すところの産業資本に転化するのである。資本・賃労働関係は，その歴史的前提として土地所有の変革を内包しているのである。

しかし，土地所有が資本・賃労働関係の創出過程そのものによって変革されるというとき，そのようにして形成された土地所有は，文字通り土地収奪の結果形成されたものとして，それ自身としては単に地球の一定部分に対する独占を示すのみにすぎない，いわば経済的に無である土地所有であることが注目されなければならないだろう。「農村民の収奪は直接にはただ大きな土地所有をつくりだすだけ[30]」なのであって，それは，それ自身として直接生産者への支配と結びついていた封建的土地所有とは異なり，自らの力能そのものによって自らを経済的に実現することはできないのである[31]。それは，資本が自己を資本自身の活動領域として見出すときにのみ，経済的に意味をもったものとなるのである。資本制社会において「土地所有者にとって土地が表わしているものは，彼が彼の独占によって産業資本家すなわち借地農業者から徴収する一定の貨幣租税以外のなにものでもなくなる[32]」のであり，「その純粋に経済的な形態を受け取る[33]」のであるとするなら，資本の運動法則そのものが，土地所有を資本家的土地所有として根拠づけるのである。

この点を地代論の論理的展開に即して表現するなら，それは，地代論の展開は土地所有のないところから出発するのであり，その展開によって既耕地における土地所有——資本家的土地所有——が論証されるということである。そのような展開によってのみ，土地所有者階級が論理的に資本制社会の三大階級の一つをなすことが論証されるのであり，また，土地生産物の市場価格を調整するものが，最劣等地，ないしは最劣等投資の生産価格水準であるという，差額地代論に必要な前提が確保されるのである。

しかし，ここでは，そのような差額地代論の展開による土地所有——資本家的土地所有——の論証は，けっして未耕地の土地所有の論証にはおよばないものであるといわなければならないだろう。商品から始まる

注(27) 大内『地代と土地所有』p. 221～p. 222。

(28) 同上，p. 223～224。

(29) K. Marx, Das Kapital, I, Marx=Engels Werke, Bd 23, Dietz Verlag, 1962, S. 760～761, 邦訳，マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』第二分冊，大月書店，1968年，p. 959。

(30) 同上，S. 770, p. 969。

(31) 絶対地代に関しても，市場価格を引き上げる力をもった未耕地の土地所有は，決して絶対地代をえられないという「土地所有の力のパラドクス」（日高『地代論研究』p. 417～421 参照）は，その点を示すものである。

(32) K. Marx, Das Kapital, III, S. 630 p. 796。

(33) 同上，S. 631, p. 769。

論理によって土地所有が論証されるということは「論理的に捨象されていたものが，論理の展開によって，その存立の根拠が与えられる[34]」ということであり，資本が土地を自己の活動領域として見出すならば，資本の運動法則そのものが恒常的に，最劣等地以上の土地，ないし最劣等投資以上の投資に超過利潤を成立させるということ，その超過利潤が資本の利潤率を均等化しようとする運動によって，資本の外部に排出されざるをえないということであった。それは，いいかえるならば，超過利潤の恒常的な成立を基礎として，土地は商品として所有される根拠を獲得するのであり，資本の運動法則は，自己に適合した土地所有形態としての資本家的土地所有を根拠づけずにおかないということが論証されるということである。地代論の展開が土地の商品化の論理をその内部に含むのはその点を示すものであるといえるだろう。

他方，絶対地代論において問題とされる土地所有，土地生産物の市場価格を生産価格以上にひきあげる力を有する土地所有は，いまだ資本が自己の活動領域として見出しえない未耕地の土地所有であった。本来，価値をもたない土地が商品として所有されうるということは，土地が価格をもつということ，土地価格の基準が与えられるということを根拠とするものであるが，未耕地にはいまだ超過利潤は存在しないのであり，その商品化を論理的に展開することはできないのである。日高氏によれば「差額地代第一形態の成立によって優等地を蔽った土地所有は，第二形態によって全耕地に広がったが，このことは利潤率均等化傾向が貫かれる結果生じたものである。こうして耕地の一片を所有すれば，単に所有することだけで社会の剰余価値の一部を与えられるのであるから，耕地ばかりでなく耕地になりうる見込みをもった土地も，必然的に所有の対象とならざるをえない[35]。」しかし，ここで，新たに耕作圏内に導入されるより劣等な耕地が社会の剰余価値の一部を与えられることの根拠は，未耕地における土地所有の存在を前提とした絶対地代によってのみ与えられるのであって，既耕地における土地所有の根拠が明らかにされることをもってしては，未耕地における土地所有の根拠そのものは与えられないのである。たしかに，最劣等地にも差額地代が生じることは，大内氏も指摘するように，「耕作が必然的に地代を創造することを期待せしめる[36]」であろうが，より劣等な耕地において，そういった「期待」が「必然的」であるのは，未耕地である，より劣等な耕地における土地所有を前提とすることによってのみ論証しうる絶対地代によってなのであり，そうした「期待」自身をもって「より劣等な未耕地にも，土地所有を発生せしめる根拠をなす[37]」とすることはできないということである。商品から始まる論理によって論証される土地所有は，資本が自己の活動の領域として見出した既耕地の土地所有，資本の作り出す土地所有形態としての資本家的土地所有なのであって，資本・賃労働関係の創出の前提としてのみ与えられる土地所有，土地が賃労働者にも，資本家にも属さないという資本制生産の歴史的前提によってのみ与えられる未耕地の土地所有は，そのような論理によっては論証されないのである[38]。

注(34)　日高『地代論研究』p. 479。

(35)　日高普『全訂　経済原論』時潮社1974年，p. 169。

(36)　大内『地代と土地所有』p. 170。

(37)　同上，p. 170。

(38)　ここでは，歴史的に三分制を確立していったような，典型的な本源的蓄積の様相が想定されているということである。なお，マルクスが「土地所有が資本の産物である」(K. Marx, Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Dietz Verlag, 1962, S. 187, 邦訳，高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第二分冊，大月書店，1959年，p. 198) というとき，それは二重の意味を，すなわち「その本性からしても，また歴史的にも，資本は，近代的土地所有の創造者，地代の創造者」(同上 S. 187, p. 197) であるということを意味していた。

しかし，資本が歴史的に，近代的土地所有の創造者であるという場合，それは商人資本，高利貸資本による，旧来の土地所有に対する解体的作用をいっているのであり，そのような，本源的蓄積過程で創出される土地所有は，直接生産者と肯定的にも――自由な小土地所有，氏族的所有等々――，否定的にも――封建的土地所有――，結合されていない土地所有，そのような結合の破壊の結果として与えられる土地所有である。たしかに，そのような土地所有も，法的外被としては，自由な私的土地所有として，近代的土地所有権の対象として現われるであろう。しかし，そのような「自然にたいする非生産者の純粋な私的所有，土地の単なる所有権」(K. Marx, Das Kapital, Ⅲ, S. 647, p. 819) としての土地所有は，前述のように，それ自身としては経済的に無なのであった。土地所有が経済的に意味をもった所有――本来の意味での所有――たりうるためには，すなわち，一定の所有形態としての資本家的土地所有として根拠づけられるには，そのような本源的蓄積過程において創出された賃労働を対極に見出した，資本の運動が必要とされるのである。

この点に関しては，未耕地の土地所有の力による，生産物の市場価格の引き上げが，生産価格による価格規定，それ自身としての価値法則の貫徹に対するゆがみであったことが想起されなければならないだろう。差額地代に転化する超過利潤が，市場調整的生産価格の形成そのもの，資本の運動法則そのものの展開から生みだされるものである——まさに，このような事情こそが，差額地代を地代の正常な形態とするのである——のに対して，絶対地代の源泉となる超過利潤は，資本の自由な運動に対する制約を根拠としていたのであった。商品から始まる論理そのものからは，そのような生産価格による価格規定をゆがめるもの，それ自身としての価値法則をゆがめるものはでてこないといえるであろう。

絶対地代の存在が，それ自身としての価値法則の貫徹，すなわち，生産価格による市場価格の調整に対するゆがみであるということは，既耕地における土地所有の論証と，未耕地における土地所有の前提との間に，「地代論の論理構造のなかにおける土地所有の位置の転換」に存在する論理の進行の切断点を示すものであるといえるだろう。

既耕地の土地所有が商品から始まる論理によって根拠づけられることが，未耕地における土地所有の資本に対する働きかけの根拠をなすのであり，既耕地における土地所有の論証が未耕地における土地所有の導入のための前提となるのであるとはいえ，そのことは未耕地における土地所有の根拠そのものを与えるものとはなりえないのである。未耕地の土地所有は，ただ歴史的事実によってのみ，すなわち，同じく商品から始まる論理によってはその存在が論証されず，歴史的事実によってのみ論理に登場しうるものとしての賃労働の創出に対応するものとして与えられるのである。

絶対地代の存在そのものは，未耕地の土地所有の力による，生産価格による市場価格の調整に対するゆがみを意味するものであった。しかし，他方において，資本・賃労働関係の創出による価値法則の全社会的な貫徹は，未耕地を含め，土地が直接生産者には属さないということ，直接生産者が，耕地のみでなく，森林・牧地等々として現われる共同地，荒蕪地等，一切の土地から切りはなされているということを前提・基礎としていたのである。[39] そのような事情こそが，すなわち，未耕地においても土地所有の存在が，資本制生産の前提をなすという事情が，資本制社会において絶対地代を不可避のものとするのである。

もちろん，ここで，資本は，いまだ資本の活動領域として見出されない土地所有，いまだ資本に包摂されない土地所有による，生産価格による価格規定に対するゆがみを，無条件でゆるすものではけしてない。絶対地代の上限が，既耕地の追加投資の生産価格水準によって画されるものであること，差額地代第一形態とともに現われる絶対地代が，差額地代第二形態（最劣等地に生じる差額地代）に転化することを通じて，未耕地の土地所有の力は資本の運動法則のもとに包摂されるのである。

絶対地代は，いわば，資本が，自己の歴史的前提であると同時に，自己にとって疎遠な存在でもある未耕地の土地所有を，自己の運動に包摂するための代償だったのであり，未耕地の土地所有を，資本家的土地所有として根拠づけていく過程における価値法則の貫徹を示すものであった。

未耕地の土地所有の力も，資本の運動法則から自由ではありえないのであり，絶対地代が，価値法則の世界としての原理的な世界の一環としての地代論において，地代の正常な形態でありうる根拠も，そこにあったのである。

(三) 独占地代と地代の正常な形態

絶対地代が地代の正常な形態たりうるのは，それが農業部門における剰余価値を源泉とするからではなく，

マルクスにおいては，商人資本，高利貸資本として現われる「資本の作用は，土地所有の古い形態の分解としても現われる」(K. Marx, Grundrisse, S. 187, p. 197) という事情，すなわち，物象化された世界としての資本制社会そのものを創り出す論理としての，本源的蓄積をもって始まる論理と，産業資本としての資本が地代を，「資本とは特有の形で区別された価値または富の形態を措定せざるをえない」(同上, S. 187, p. 197) という事情，すなわち，完成された物象化された世界における論理としての，商品から始まる論理とが，地代論の領域では，未分化のままに把握されているのである。

なお，本稿では，資本の活動領域として見出された土地所有を，その実現形態としての地代ないし地価が，価値法則に媒介されて現われるところの，土地所有の近代的諸形態一般と区別して，資本家的土地所有とよぶ。

注(39) 前述のように，一たび直接生産者と生産手段とが分離されるなら，資金をもたないものが土地を所有・耕作することはできないのである。しかし，ここでは，そのような直接生産者と生産手段の分離そのものが問題なのである。

資本が，未耕地の土地所有を自己の運動に包摂していく過程での価値法則の貫徹を示すものだったからなのである。

それでは，そのように絶対地代が地代の正常な形態たりうるとき，独占地代もまた，地代の正常な形態たりうるのだろうか。以上の点は，独占地代形成の論理そのものに立入って検討されなければならないだろう。

マルクスは独占地代を次のように規定する。

「ここで区別しなければならないのは，地代にはかかわりなく生産物または土地そのものの独占価格が存在するので地代が独占価格から流出するのか，それとも，地代が存在するから生産物が独占価格で売られるのか，ということである。われわれが独占価格と言うのは，一般に次のような価格のことである。すなわち，生産物の一般的生産価格によって規定される価格にも生産物の価値によって規定される価格にもかかわりなく，ただ買い手の購買欲と支払能力だけによって規定されている価格のことである。まったく特別な品質の葡萄，一般に比較的少量しか生産されない葡萄を生産する葡萄山は，独占価格を生む。この独占価格が生産物の価値を越える超過分はただ上流の葡萄酒愛飲家の富や嗜好だけによって規定されているのであるが，葡萄栽培者はこの独占価格によって大きな超過利潤を実現するであろう。ここでは独占価格から流出するこの超過利潤は，地代に転化して地代という形で土地所有者の手にはいるのであるが，それは，地球のなかでも特別な性質をそなえたこの部分にたいする彼の所有権によるものである。だから，この場合には独占価格が地代を生み出すのである。これとは反対に地代が独占価格を生み出すのは，土地所有が未耕地での無地代の投資に制限を加える結果として穀物がその生産価格よりも高く売られるだけではなくその価値よりも高く売られるような場合のことであろう。[40]」

ここでマルクスは，独占地代を「地代が独占価格から流出」する場合と「地代が存在するから生産物が独占価格で売られる場合」に区別しているのである。しかし，後者を独占地代とよぶことができないことは前述の通りである。たとえ土地生産物の市場価格がその価値をこえたとしても，その価格上昇が土地所有の力によるものであるかぎり，それは絶対地代なのであり，地代の正常な形態なのである。したがって問題は，そのような形態から区別される「地代が独占価格から流出」する場合，「本来の独占価格」にもとづく地代が，地代の正常な形態たりうるかということである。

その場合，絶対地代が独占地代から区別されうるのは，「一方は土地所有者の外的な力，最劣等地もタダでは資本家に貸さないことから生ずるのであり，他方はタダで借りようがその土地を利用してできる生産物が競争から解放されて売られることから生ずる[41]」という点にあるものであった。ここでは，諸資本の土地を借りうけようとする競争は十全に存在するのであり，そのことが超過利潤の地代への転化を条件づけるのであるが，そのような土地における生産物自身は，競争から完全に解放されるのである。

しかし，逆に，土地所有の市場価格をつりあげる力が作用せず，しかも市場価格が買い手の欲望と支払能力によってのみ決定されたとしても，そこに存在する地代が必ずしも独占地代でないことはいうまでもない。

そのような場合として次のような場合が考えられるであろう。すなわち，より劣等な耕地の耕作圏内への導入によって，当該の生産物の追加供給は可能であるが，そのような資本投下の生産性が低下し，その生産価格水準が，従来の買い手の欲望と支払能力によってのみ決定された市場価格を上回るため追加供給が現実には行なわれず，価格が相変わらず従来の水準にとどまる場合である。この場合，たしかに土地所有は積極的に市場価格をひきあげていない。しかし，ここで作用する論理は過渡的差額地代の論理であって，独占地代とは区別されなければならない。たとえ，より劣等な耕地の生産性がいかに低下しようと，より劣等な耕地の耕作圏内への導入によって追加供給を行なう余地が存在する限り，そこに存在するのは過渡的差額地代なのであって，それを本来の独占地代とよぶことはできないのである。本来の独占地代を特質づけるものは，もはやどのような形でも耕作圏の拡大によって追加供給を行なうことは不可能であるという事態なのである。[42]

そのような条件のもとで，次のような場合にも価格

注(40) K. Marx, Das Kapital, III, S. 783～784, p. 994。なお，本来の独占価格は，生産価格以上ではあるものの，必ずしも価値以上になるとはいえない。この点に関しては，日高『地代論研究』p. 356 参照。

(41) 日高『地代論研究』p. 357。

(42) ここで，より劣等な耕地の耕作による追加供給がおこなわれた結果として低下した市場価格が，その生産価格を下回ると考えても同じである。この点は，後述の既耕地における追加投資に関しても同様である。

は相変わらず買い手の欲望と支払能力によってのみ決定されるであろう。すなわち，既耕地における追加投資によって，当該の生産物の追加供給が可能であるが，そのような資本投下の生産性が低下し，その生産価格水準が従来の市場価格水準を上回り，追加供給が現実には行なわれない場合である。しかし，この場合も，そこに存在する地代は過渡的差額地代であり，独占地代とは区別されなければならないのである。

このように考えてくるなら，本来の独占地代を特質づける事態は，もはや当該の生産物を生産しえる耕地がすべて耕作されつくした条件のもとで，既耕地の追加投資の生産性が単に逓減するのみではなく，追加投資によっても生産物の絶対量を増大させることができないということだったのである。独占地代は，優等地における追加投資と，より劣等な耕地の耕作圏内への導入という，土地所有の力による市場価格のひきあげを制限する事情が，もはや消失したときに生まれる地代形態であるのであり，その時は，逆に，土地所有者による市場価格のつりあげを許す条件——未耕地の土地所有の力——そのものも失われ，価格はただ買い手の欲望と支払能力によってのみ決定されるのである。そこでは，価値・価格機構は，自然的な生産条件の有限性によって，生産量の調整機能を消失させられるのである。独占地代は，自然的に制限された生産条件が剰余価値の分配におよぼす作用を対象とする地代論が，その極限において生みだす論理であるといえるだろう。

この点は，地代形態の転化の過程における独占地代の特殊な位置をみることによっても明らかである。より劣等な耕地の耕作圏内への導入がくり返される過程において，差額地代第一形態とともに現われる絶対地代は，差額地代第二形態（最劣等地に生じる差額地代）と相互に転化する形で出現するものであった。しかし，ひとたび地代形態として独占地代が出現するなら，そこでは地代形態の転化はいきづまりに達するのであり，他の地代形態への転化はもはや不可能なのである。

もちろん，本来の独占価格に基礎をおく独占地代が形成された場合にも，資本は追加供給をめざして努力をつづけるであろう[43]。そこで，技術改善によって，当該の生産物の追加供給が可能となるなら，独占地代は差額地代に転化するのである。この時，現実に新生産方法を導入する資本は，自己の追加供給の後の新たな市場価格で少なくとも自己の生産価格を償えなければならない[44]。そして，その新生産方法での生産が普及し，需要の変動に対応して供給量を調整しうる範囲内において，市場価格はその生産価格を変動の中心として調整されることになるのである。

このような独占地代から差額地代への転化は，その両者の地代形態がともに，一定の価格を前提として成立するものであることに根拠をおいているのである。そして，従来の独占地代が差額地代に転化する場合，市場価格は，技術改善による新生産方法が開発・導入されなかった場合に比べて低下しているのであるから，社会全体の剰余価値からの控除としての地代額も，その場合に比べて低下しているのである。そこでは，追加供給をめざす個別資本の努力が，地代額の低下に帰結するのである。

しかし，地代論の論理は，それ自身としては技術改善の捨象のうえに展開されるものであったにもかかわらず，以上のように，独占地代からの地代形態の転化は，技術改善，資本の力による生産力の増大を前提しなければならないのである。

このように考えてくるなら，地代の論理の極限としての独占地代が，地代論の展開がそれによって行なわれてきた「近代の資本主義的に発展した諸国民の主要食料[45]」としての小麦生産における穀物地地代においては想定しえないものであることは明らかであろう。もし，穀物地地代において独占地代が成立するなら，それは——地代論のそれ自身としての展開においては捨象されるべき技術改善を前提としない限り——穀物の追加供給はもはや不可能であるということである。そして，そうであるとするなら，一人当り穀物消費を一定とすれば，社会の人口は増大することはできない。たとえ資本蓄積の進展につれて資本の有機的構成が高度化するにせよ，単純再生産をこえる資本の蓄積，拡大再生産のためには追加労働力が必要である以上，そこでは拡大再生産は不可能である。資本制社会の富は極限に達するのである。このような事態を，資本蓄積の進展を前提としてのみ展開されてきた原理的な世界で想定することはできないだろう。

独占地代が地代の正常な形態たりえないのは，その

注(43) 技術改善によって生じる，経過的な超過利潤の取得が，その刺激を与えるのである。

(44) 新たな市場価格が新生産方法による生産価格を償わず，現実に追加供給が行なわれなくとも，地代形態そのものは過渡的差額地代に転化する。

(45) K. Marx, Das Kapital, III, S. 628, p. 794。

独占価格が価値をこえるため，その取り扱いが競争論の領域におかれるからではない。それは，価値・価格機構による生産量の調整がもはや不可能となったところに成立する地代形態として，価値法則の世界としての地代論においては想定しえないという意味で，地代の正常な形態たりえないのであった。

独占地代が，現実には「まったく特殊な品質の葡萄」，その価格に対する支払能力が，「上流の葡萄酒愛飲家の富や嗜好だけによって規定」されるような商品，しゃし品の領域において形成されうるものであっても，その領域に関する限り価値法則はもはや貫徹しえていないのである。(46)

絶対地代の上限としての価値というくぎりを前提として，地代の源泉が農業部門内で生産された剰余価値であるか否かをもって，地代を正常な形態と正常でない形態とにわかつことができないのは前述の通りである。しかし，地代の正常な形態の基準をそのような点に求める視角に内包されていた論点は，当該の地代形態が，価値法則の貫徹された世界としての原理的な世界の一環である地代論において，必然性をもって展開しうるか否かによって，地代の正常な形態と正常でない形態を区分するという論点だったのであり，そのような論点において，差額地代および絶対地代は地代の正常な形態たりうるのであり，独占地代は地代の正常な形態たりえないのであった。(47)

（経済学部助手）

注(46) リカードの価値論におけるこの問題の取り扱いは，この点を明確に示している。なお，資本が人為的に供給を制限することによって独占価格が生みだされるのであるなら，そこでは資本の独占――技術等々――が問題なのであり，超過利潤が地代に転化する根拠はないし，土地所有が人為的に供給を制限するなら，そこでは地代が“独占価格”を生んだのであって，独占価格が地代を生んだのではない。

(47) 現代的独占資本のもとでの独占価格の場合，――独占地代をもたらす自然的独占価格の場合と異なり――，少なくとも既存の生産価格水準で追加供給を行なうことが技術的に可能であるという事情を根拠として，独占は競争を完全に排除することはできないのであり，その独占は，一定の限界の中におかれるのである。既存企業・潜在的参入企業の顕在的・潜在的競争により，需要の増大傾向を前提しても，独占価格は生産価格からのかい離を一方的に増大していくことはできないのである。現代的独占価格の存在のもとで，価値法則がゆがめられながらも貫徹していると主張しえるのは，そこにおける独占が競争を完全には排除できないこと，独占価格が生産価格として現われる価値から完全には自由でありえないことによるのである。そこでは，市場価格の生産価格からのかい離の一方的増大は，その限界が一義的には与えられないとはいえ，何らかの形での供給側の対応によって歯どめをかけられるのである。現代的独占価格は，資本による人為的な供給制限にもとづくものとして，独占地代を生み出す独占価格とは明確に区分される。